


独立監査人の監査報告書

学校法人 松柏学院
理事長 岩本 恭昌 殿

作成日 令和 2 年 5 月 20 日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町2丁目15-1

事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所

公認会計士 廣田和幸 

電話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行うため、昭和55年3月28日付け鳥取県告示第272号に基づき、学校法人松柏学院の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人松柏学院の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上